

## News Letter

## Contents

- 新年のご挨拶
- 活動報告
- 新人弁護士の紹介

## 新年のご挨拶



●あけましておめでとうございます。●  
12月があっという間に走り去り、無事に新年を迎えられました。  
2017年を象徴する漢字は「北」とのことでしたが、当事務所も府中市のランドマーク「大國魂神社」前の「けやき並木北」交差点の横に立地しており、府中の神様から見て北方向に所在しております。  
これにあやかって・・・という訳でもありませんが、2018年は、さらに事務所の体制を充実させ、地元の皆様をはじめとするご相談者様に「地域で一番信頼される弁護士」を目指し、邁進してまいりたい所存です。本年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 活動報告

2017年は、思い起こせば様々な出来事がありました。当事務所の活動の一部を、ご報告申し上げます。

## ■ 社労士向け特別研修を行いました



平山弁護士が、2017年の「全国社会保険労務士連合会」主催の特別研修に講師として参加してまいりました。これは、社労士の先生方が、民事紛争案件の代理業務の取り扱い資格を得るにあたって行われる研修で、弁護士が講義形式で問題解決の実践をレクチャーするというものでした。

普段、法廷や法律相談で取り扱っている内容ですので、どちらかという得意分野ではありますが、やはり他人様にお教えするというのは、責任もあるし、それなりに緊張するものです。

延べ3日に亘るゼミナールを経て、私の講義を受けてくださった皆様が、これから業務の幅を広げてご活躍なさることを期待しています。

今回の研修のための予習を行いながら思ったのですが、いまさらながら、労働事件というのは難しいですね。法律の専門知識はもちろん、ビジネスの現場で起きている紛争は、落としどころをどう見出すか、実務的にはどのように対応するのが正解かというのが、どうしても見えにくい部分があります。ともすれば理論だけの話、雲をつかむような話になってきかねません。

・・・私自身は一般企業に社員として入社した経験はありませんので、その意味で

働き方改革、という言葉が最近よく聞きます。

実はいま、法律の改正に向けて準備が行われており、残業時間のルールや職場での働き方が、大きく変わろうとしているのです。

経営者目線でいえば、従業員の労務管理の在り方を、一度見直す時期に来ていると言えるでしょう。また、働く人目線でも、法律で自分がどのように守られているのか、そして万が一の時に自分がどうなってしまうのか。ワークライフバランスをどう考えるべきか・・・時代が変わろうとしている、と言っても過言ではないかもしれません。

会社と従業員のトラブル【労働事件】というのは、いつの時代も、誰にでも生じます。もし万が一のトラブルが生じた場合は、ぜひ、弁護士に段をしてください。この手の相談は、早すぎるということはありません。紛争事態を未然に防ぐことが大切です。その意味では、紛争に「なる前」に相談にお越しいただくのが一番とも言えます。

当事務所のホームページで、今後、働き方改革や労働事件についてのコラムを連載していく予定です。ぜひ「府中ピース・ベル法律事務所」で検索してみてください。

## 活動報告

## 【JCの理事に選ばれました！】

毎回ニュースレターのネタに困るとJC(青年会議所)ネタを書いているのですが・・・何の因果か、このたび公益社団法人むさし府中青年会議所の理事に選任されました。私自身、府中で事務所を立ち上げてからまだ間もなく、どちらかという「外様」の新参者なのですが、少しは地域に受け入れられてきたのかなと思い、大役をお引き受けすることにしました。

明るい豊かな社会づくりというのがJCの理念のひとつですが、当事務所の設立の理念は「地域の人々が幸せに暮らせる社会のために情報発信をする」というものでした。

なかなか時間をとられる活動であることは確かなので、いろいろと修練の一年になりそうですが・・・頑張ります！

## 編集後記



●最近筆が遅く、ホームページの記事の更新が滞りがちなのですが、今年のご目標は「月1回は記事を更新」ということにします。  
・・・「週1回」と書きそうになりましたが、無理は禁物。約束は「できる範囲」でおこなうのが、弁護士業務上のセオリーです。  
では、また、季節の変わり目ごろにお目にかかります。。。

(続き)

は、私よりも参加者の皆様のほうが企業法務の実務の経験は多いという可能性すらありました。

与えられた課題をこなすだけなら簡単ですが、これが実際の会社だったらどのような現象が起きるか…弁護士の見通しでもって会社が良い方向に進めるようなかじ取りができるだろうか…と、考え出せば切りがありません。

わたしもまだまだ知らないこと、経験していないことが多いなど、改めて思いました。

それとともに、これからも研鑽を怠らず、当事務所が地域の皆様にとってよりよく力になれるよう、一層励んでいかねばならないなど、思いを強くしたところです。

…それはそれとして、弁護士なので普段から「先生」とよく呼ばれるのですが、教壇に立った時に「先生」としてふるまうのは、何度やっても新鮮で、面白い経験です。そのたびに新たな発見があります。

法廷で弁護士活動を行うのも楽しいですが、なかなかどうして、教室の「先生」をするのも、つい楽しい気持ちになります。

## 新人紹介

# 当事務所に新しい弁護士が加入しました！

2018年1月から入所した新人ですが、持っているポテンシャルの高さは、平山以上の素材と見込んでいます。

府中をはじめ地域の皆様のお役に立てる弁護士を目指し、これからどんどん活躍していきます！どうぞよろしくお願いいたします！



初めまして、2018年1月から、府中ピース・ベル法律事務所 で弁護士として勤務することになりました、影山新(かげやまあらた)と申します。

私は、困っている人の助けになりたいと思い、弁護士になることを決意しました。一般民事事件を広く経験できること、平山先生の理念に共感したこと、事務所の発展に伴って様々な経験ができると思ったことから、府中ピース・ベル法律事務所に入所させていただきました。

まずは、離婚、相続、労働問題といった一般民事事件についての経験を積み、よりよいサポートを提供できる弁護士に成長したいと思っています。上記以外の分野についても、依頼者の方々の悩みを広く解決できるよう、日々勉強していくつもりです。また、府中市民の方々との交流も大切にし、地元で根差した身近な弁護士として、活動していきたいと思っています。

趣味は、筋トレと映画鑑賞です。ゴールドジム府中東京店に通っているので、もしお会いすることがありましたら、お気軽にお声掛けください。

未熟ではありますが、皆様方のお役に立てるよう、精一杯業務に取り組んでまいります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



## 弁護士ドットコムに記事が掲載されました



2017/12/18(月) 9:48配信の弁護士ドットコムニュースで、平山弁護士のインタビューが記事になりインターネット配信されました。

私が労働事件を扱っているということで、弁護士ドットコムからは何度かインタビューを受けて記事を配信されているのですが、以前には「酒席での解雇通知は有効か？」といったインタビューを受けたこともあり、2回連続での酒がらみの記事になっています。

私自身は最近あまり飲まないのですが、为什么呢かね、そんなに酒好きな顔に見えるんでしょうかね？(笑い)

(以下、配信記事の一部抜粋)

●「アルハラ」は犯罪ではないの？

『アルハラ』という概念自体が法律に定義されているものではありませんが、当然のことながら『意に反した飲酒の強要』が許されるという事にはなりません。

まず、害悪の告知(相手の生命、財産などに害悪を加えることを伝えるなどの行為)をして、義務のない行為を無理に強いるという側面を切り出せば『強要罪』(刑法223条)にあたります。結果として、体調を崩す、急性アルコール中毒にさせたとなれば『過失傷害』(刑法209条)や『傷害罪』(刑法204条)、命にかかわる場合には『傷害致死罪』(刑法205条)に該当するケースもあるでしょう

上司から命じられた場合、アルコールについては断れない状況も多いだろう。これはパワハラに該当するのだろうか。

「上司と部下というような立場の上下関係を利用して行われるアルハラは、まさに典型的なパワハラの一類型と言っているのではないのでしょうか。

実際に、アルハラは慰謝料の問題にも発展します。意に反する飲酒の強要で精神的苦痛を受ければ不法行為責任(民法709条)が生じますし、職場の問題であれば会社にも使用者としての責任が生じる(民法715条)こともあります。

なお、飲酒できない部下に飲酒を強要したことが原因で訴訟になり、不法行為性が認定された裁判例(平成25年2月27日東京高等裁判所判決【平成24年(ネ)第2402号】)もあります。

確かに『飲みニケーションで人間関係が円滑になる』という側面もあるので、大人の付き合いは大事ですが、嫌がる人に無理やり飲ませていいという理屈にはなりません。お酒は楽しくほどほどで、適量とマナーを忘れずに」

【取材協力弁護士】

平山 諒(ひらやま・りょう) 弁護士

中央大学法学部、一橋大学法科大学院卒。大小さまざまな規模の事業者の顧問業務へ従事経験を持ち、現在は労働問題を中心に企業経営のパートナーとして活躍。府中ピース・ベル法律事務所代表。顔色が変わらないためアルコールに強いと誤解されがちだが、最近めっきり弱くなってしまう、忘年会と新年会のシーズンが少し怖い。

事務所名:府中ピース・ベル法律事務所

